

# 救急車両の売却に係る競売入札

## 入札説明書

### 入札受付期間

令和6年2月9日（金）～令和6年3月6日（水）

持参：9時～17時（郵送の場合は最終日必着）

入札参加を希望される方は、この入札説明書をよく読み、内容を充分把握したうえでご参加ください。

西臼杵広域行政事務組合消防本部

総務課

〒882 - 1101

西臼杵郡高千穂町大字三田井1346-1

Tel 0982-82-2900

Fax 0982-72-3200

<http://www.nishiusuki119.jp>

## 【競売入札（救急車両売却）の手続きの流れ】

### 入札の公告

【令和6年2月8日（木）】



### 入札説明書配布開始

⇒

### 配布場所

【令和6年2月9日（金）】

西白杵広域行政事務組合掲示場（告示）

西白杵広域行政事務組合ホームページ

西白杵郡内各町ホームページ等



### 入札受付期間

【令和6年2月9日（金）～令和6年3月6日（水）】



### 入札物件公開期間

⇒ 公開場所

【令和6年2月9日（金）～令和6年3月6日（水）】

西白杵広域行政事務組合

消防本部駐車場



### 入札日

【令和6年3月7日（木）】



### 契約締結

【令和6年3月14日（木）まで】



### 購入代金入金

【契約締結日から金融機関の7営業日以内まで】



### 車両の引渡し

【令和6年3月27日（水）まで】



### 引き取り車両の報告

【車両引渡し後、14日（車両を解体処分する場合は60日）以内に報告】

- ・ 解体処分する場合...60日以内に報告  
抹消登録の分かる書類及び解体処分報告書（任意様式）を提出
- ・ 解体しない場合（再利用）...14日以内に報告  
一時抹消登録の分かる書類、消防章・赤色警光灯・サイレンアンプ等の撤去、ボディー文字等の抹消の写真を提出

## 高規格救急自動車 競売入札要領

競売入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、本入札説明書を熟読の上で入札してください。

### 1 入札物件の概要

#### 高規格救急自動車（トヨタハイエース）1台

初年度登録年月	平成25年3月22日
車体の形状	救急車
車台番号/型式	TRH226-0011678/CBF-TRH226S
乗車定員	7人
車両重量	2,790kg
車体の大きさ	長さ：562cm 幅：189cm 高さ：249cm
排気量	2.69ℓ
燃料	ガソリン（レギュラー）
走行距離	117,229km（保管場所（敷地内）の移動により若干増加する場合があります）
車検満了日	令和7年4月6日
備考	救急資器材関係装備品が外してあります

#### 《留意事項》

- ※ 売却代金は、消費税及び地方消費税、自賠責保険料返戻金相当額及び自動車重量税返戻金相当額、リサイクル料金を含んだ額として計算してください。（但し、入札書には税抜き額を記載いただきます）
- ※ リサイクル料金は預託済みです。
- ※ 車両は保管場所（西臼杵広域行政事務組合消防本部）から現状渡しとなります。
- ※ 替えタイヤ（ホイール付）を積載したままとなります。
- ※ その他、車両に不具合のある場合がありますので、入札物件の公開にて確認ください。

### 2 最低入札価格

300,000円（この価格を下回った場合は無効です）

### 3 入札周知方法

- ① 西臼杵広域行政事務組合掲示場（告示）
- ② 西臼杵広域行政事務組合ホームページ
- ③ 西臼杵郡内各町ホームページ等

#### 4 入札受付期間

令和6年2月9日（金）～令和6年3月6日（水）

9時～17時まで（ただし、閉庁日を除きます）

※持参・郵送いずれの場合も必着となります。

#### 5 入札受付及び質疑受付

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1346-1

西臼杵広域行政事務組合消防本部 総務課 （電話0982-82-2900）

※質疑受付については、令和6年3月6日（水）正午までとします。

#### 6 入札参加資格

- ① 日本管内の個人又は事業者とする。
- ② 町税等の滞納のない者。
- ③ 成年被後見人及び被保佐人、破産者で復権していない者は入札に参加できません。
- ④ 過去2年間に普通地方公共団体との契約で不当不正の行為をしていない者。
- ⑤ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### 7 入札物件の公開

- ・ 次のとおり公開します。

日時：令和6年2月9日（金）～令和6年3月6日（水）正午まで

場所：西臼杵広域行政事務組合消防本部駐車場

（宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1346-1）

- ・ 現場での説明は実施しませんが、上記期間中に物件の確認をすること。
- ・ 物件の確認をしなくても入札に参加できますが、物件に関するすべての事項を了承されているものとみなします。
- ・ ご覧になる場合は、事前に西臼杵広域行政事務組合消防本部総務課へご連絡ください。（TEL0982-82-2900）

#### 8 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

#### 9 契約保証金

免除する。

## 10 入札に関すること（入札に必要なもの）

### (1) 入札書

- ア 入札書は当組合指定のもの（様式第1号）を必ず使用してください。
- イ 金額の記入は、算用数字（0、1、2、3・・・9）を使用してください。
- ウ 契約決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、「消費税及び地方消費税」にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き額）を入札書に記載すること。
- エ 入札書の内容の加除訂正はできませんので、記入に際しては、誤りのないよう十分ご注意ください。
- オ 金額以外の記入箇所につきましては、訂正がある場合、訂正印をもって訂正を行ってください。

### (2) 本籍地の市町村が交付する身分証明書（個人の場合）

### (3) 登記事項証明書（法人の場合）

### (4) 納税証明書

#### ア 個人の場合

直前1年分の代表者又は個人の納税証明書（個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）及び個人事業者については、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（未納のないことの証明書）

#### イ 法人の場合

直前1年分の法人納税証明書（法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税）及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（未納のないことの証明書）

## 11 落札者の決定方法

入札に際しては、最低入札価格以上で最高の価格をもって応札された方を落札者とします。

同じ価格の応札者が2名以上あった場合は、西臼杵郡内に住民登録がある方を優先します。それでも決まらない場合は、くじ引きによって落札者を決定します。

## 12 契約の締結

落札者は、落札決定後、令和6年3月14日（木）までに、当組合が指定する売買契約書により契約を締結していただきます。

### 13 購入代金の納入

購入代金を、契約締結後にお渡しする納付書をもって、当組合が指定する期日までに、指定する金融機関に現金で全額一括納入していただきます。

### 14 落札物件の引き取り

- (1) 物件は、引き取り期日（令和6年3月27日（水））まで（但し契約金額入金確認後）にお引き取りください。
- (2) 物件は現状渡りで、引渡し後、隠れた瑕疵を発見したり、不測の事故等が発生しても、本組合は一切の責任を負いません。なお、保管場所（西臼杵広域行政事務組合消防本部駐車場）からの車両の搬出は、落札者の責任と負担において行ってください。
- (3) 落札物件の引き取りの際には、その予定日時を事前に西臼杵広域行政事務組合消防本部総務課（TEL0982-82-2900）までご連絡ください。

### 15 引き渡し後の手続きについて

- (1) 車両を解体処分する場合  
落札者は、その責任において契約物件の解体処分を行ってください。なお、抹消登録等の分かる書類及び解体処分報告書（任意様式）に解体状況が確認できる写真を添付し、物件引渡後60日以内に当組合消防本部総務課に提出してください。
- (2) 車両を登録等する場合
  - ① 落札者は、一時抹消登録等の手続きを行い、手続き完了を証する書類を物件引渡後14日以内に当組合消防本部総務課に提出してください。
  - ② 落札者は、消防章・赤色警光灯・サイレンアンプ等の撤去、ボディー文字等の抹消を行い、確認できる写真を物品引渡後14日以内に当組合総務課に提出してください。
- (3) その他
  - ① 抹消登録等に係る手続き、車両の運搬、再登録、解体処理、その他物品の引渡し等に係る一切の費用は落札者の負担とします。
  - ② 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第33条第1項に規定する譲渡証明書等は、落札者の請求に基づき交付します。
  - ③ 緊急車両に係る登録の抹消手続きは当消防本部で対応いたします。

### 16 その他

この入札要綱に定めのない事項については、西臼杵広域行政事務組合財務規則及びその他関係法令の定めるところによります。